

自然災害時における登校について

今治工業高等学校

I 警報発令・解除などに係る対応について

1 登校時における対応

次のいずれかの状況にある場合には、自宅待機または避難をする。

(1) 今治市もしくは居住市町において

- ① 「**特別警報**」「**暴風警報**」「**暴風雪警報**」のいずれか一つでも、発表されている場合
ただし、「特別警報」のうち、「高潮特別警報」「波浪特別警報」については、関係する生徒のみとする。
- ② 「**大雨警報**」と「**土砂災害警戒情報（警戒レベル4相当）**」が同時に発令されている場合

(2) 今治市立花地区（本校所在地）もしくは居住地区において

- 市町から、**避難情報（「避難指示」）**が発令されている場合

2 自宅待機時または避難時における対応

(1) 正午までににおいて1の(1)(2)のどの状況にも該当しなくなった時点で、授業の準備をし、安全に十分留意して登校する。

ただし、安全確保や災害状況のために登校できない場合は自宅待機とし、学校に連絡すること。

(2) 正午の時点において、1の(1)(2)のいずれかの状況が継続されている場合は、終日、自宅待機とする。

なお、避難をしている者については、自身の安全を最優先に考え、適切な対応をとり、学校に連絡をすること。

II I以外における対応について

3 公共交通機関（電車・バス・船等）が災害や事故で利用できない場合には、自宅待機とし、学校に連絡をすること。

- 正午までににおいて、復旧した時点で、安全に十分留意をして登校する。
- 正午までに復旧しない場合においては、終日、自宅待機とし、学校に連絡をすること。

4 居住地区に地震・津波等の大災害が起こっている場合や、大災害直後等に風水害による二次災害の恐れがある場合は、生徒自身及び家族の安全確保を最優先し、自宅等で待機または避難する等、直ちに命を守る行動を取り、その旨を学校に連絡をすること。

5 上記1～4以外の状況においても、災害や事故が発生している場合は、各自がその状況を的確に判断し、安全に登校ができない状態であれば自宅待機とし、学校に連絡をすること。

Ⅲ その他

- 6 その他の場合については、必要に応じて生徒に連絡する。
- 7 登校は上記により判断し、原則として、学校への問い合わせはしないこと。
- 8 松山气象台、各市町、J R 四国、瀬戸内運輸、芸予汽船等、関係 Web サイトで確認すること。
- 9 適宜、本校ホームページに情報を掲載するので、確認をすること。

なお、

考査期間中に警報等が発令された場合 については、次のようにする。

- 1 6時30分時点で、松山地方气象台から、今治市に
 - 「**特別警報**」「**暴風警報**」「**暴風雪警報**」のいずれか一つでも発令されている場合
 - 「**大雨警報**」と「**土砂災害警戒情報(警戒レベル4相当)**」が同時に発令されている場合
 - 市町から、避難情報（「**避難指示**」）が発令されている場合

には、原則、臨時休業とするので、安全に留意して、適切な対応をとること。

なお、その後に警報が解除されても登校しない。
- 2 今治市に1の○の警報が発令されていない場合には、学校は臨時休業となりません（考査は実施する）が、
今治市以外の生徒は、
 - 6時30分時点で、居住する居住市町において、1の○の警報が発令されている場合
 - 居住地区または自宅から学校までの通学路において、自治体から避難情報（「**避難指示**」）が発令されている場合

には、終日、自宅待機とするので、安全に留意して、適切な対応をとること。

なお、その場合は公欠扱いとし、その後警報が解除されても、登校する必要はありません。
- 3 その他
 - (1) その他の場合については、必要に応じて生徒へ連絡する。
 - (2) 上記により判断し、原則として、学校への電話による問い合わせはしない。
適宜、学校ホームページに情報を掲載するので、確認をすること。